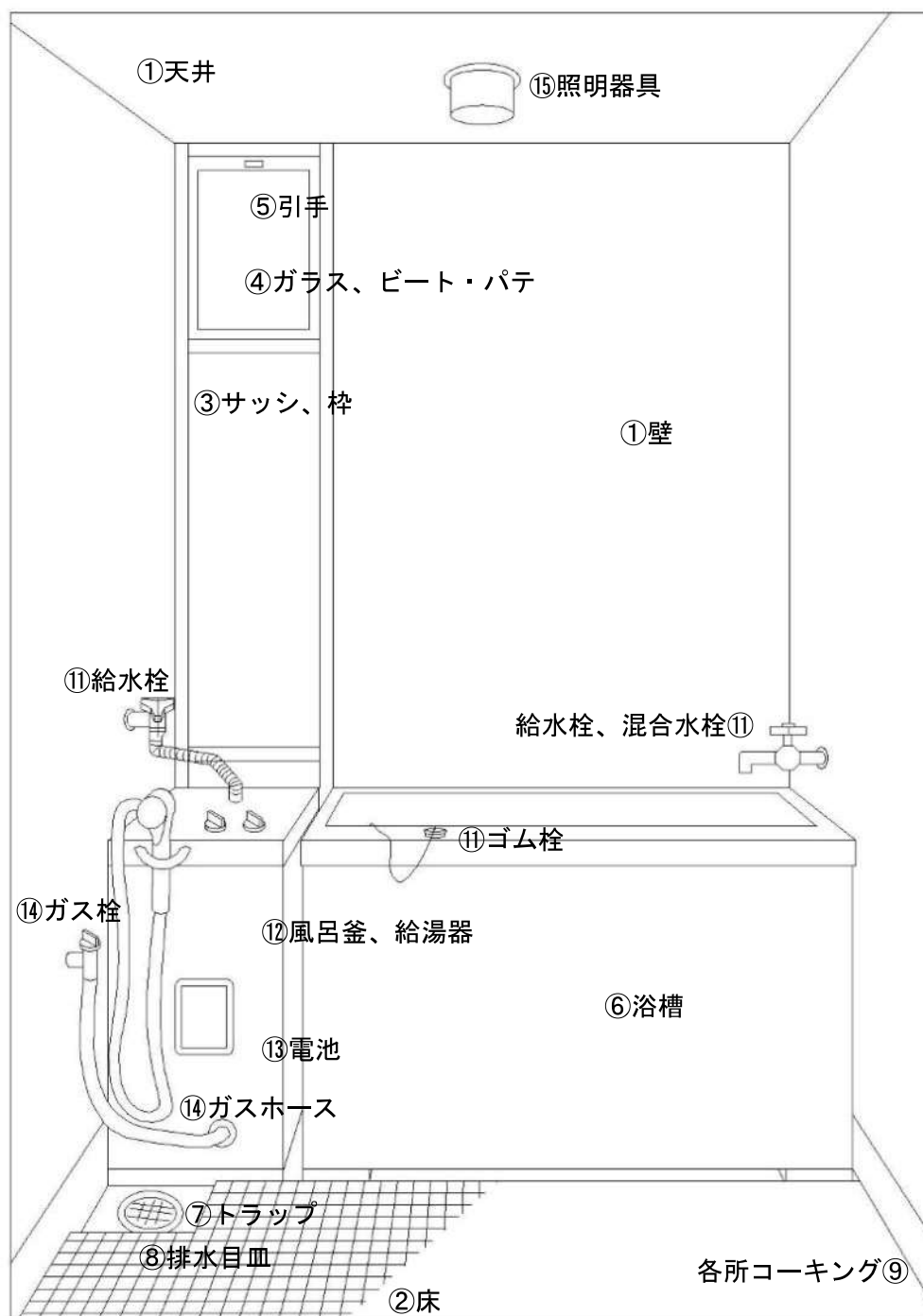


(7) 浴室(ユニットバス以外)



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：結露によるカビ、経年変化による浴室床、設備機器等の変色(損耗)、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器等の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装		○	部分的なキズ・剥がれ等を除く
	①パネル、タイル	○		
	①下地	○		
床	②タイル	○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
	②下地	○		
サッシ	③サッシ、枠	○		
	④ガラス、ビート・パテ(ガラス押え)	○		
	⑤引手、その他付属品	○		
浴室	⑥浴槽本体(県設置分に限る)	○		
	⑥浴槽付属品(風呂蓋)		○	
	⑦トラップ	○		
	⑧排水目皿		○	
	⑨各所コーキング	○		
	⑩鎖付きゴム栓		○	
	⑪給水栓、混合水栓	○		
	⑪水栓のパッキン、コマ		○	
風呂釜 給湯器	⑫風呂釜、給湯器(県が取付けたもの)	○		
	⑬電池の交換		○	
	⑭ガス栓、ガスホース	○		
電気	⑮照明器具(県が取付けたもの)	○		
	⑮電球、蛍光管、グローランプ		○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。